

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、福留ハム株式会社と称し、英文では、FUKUTOME MEAT PACKERS, LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 生畜の育成、処理および販売
- (2) 食肉の加工製造および販売
- (3) 畜産物の加工製造および販売
- (4) 副産物の加工製造および販売
- (5) 水産物の加工製造および販売
- (6) 食料品の加工製造および販売
- (7) 酒類・清涼飲料等飲料の製造および販売
- (8) 油脂の製造および販売
- (9) 乳製品、ソース、調味料の製造および販売
- (10) 飲食店の経営
- (11) 冷凍、冷蔵倉庫業
- (12) 不動産の賃貸および管理業務
- (13) 広告宣伝物の宅配業務
- (14) 各種広告等の代行業務
- (15) 調理機器の製造および販売
- (16) 食品製造機器の製造および販売
- (17) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を広島市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,360 万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

2. 当社の株主総会は、本店所在地において招集する。

(定時総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主の権利行使の方法)

第18条 株主は、法令に基づき、取締役に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とすることの請求、または、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知する事の請求、その他株主の権利を行使する場合は、当会社が認める場合を除き、権利行使の内容を記載した書面を当会社に提出しなければならない。

2. 当会社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および役員等の選任議案における候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することとする。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は11名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、

緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2. 前項のほか、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充したときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役、監査役会および会計監査人

(員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任する事ができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、第30条3項により選任された補欠監査役が監査役に選任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で

定める監査役会規程による。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

昭和 33 年 3 月 21 日 制定	平成 3 年 6 月 27 日 改正	平成 27 年 6 月 20 日 改正
昭和 40 年 4 月 1 日 改正	平成 6 年 6 月 29 日 改正	平成 29 年 6 月 24 日 改正
昭和 42 年 3 月 30 日 改正	平成 14 年 6 月 27 日 改正	平成 29 年 10 月 1 日 改正
昭和 50 年 4 月 1 日 改正	平成 15 年 6 月 27 日 改正	令和 2 年 6 月 24 日 改定
昭和 54 年 4 月 28 日 改正	平成 18 年 6 月 24 日 改正	
昭和 56 年 4 月 28 日 改正	平成 20 年 6 月 21 日 改正	
昭和 61 年 4 月 28 日 改正	平成 21 年 6 月 20 日 改正	
昭和 63 年 4 月 28 日 改正	平成 22 年 6 月 19 日 改正	
昭和 63 年 12 月 16 日 改正	平成 24 年 6 月 23 日 改正	